

—「躍動する兵庫」に向けた地域づくり活動のあり方—
第14期兵庫県県民生活審議会県民躍動部会提言

令和7年10月

第14期県民生活審議会県民躍動部会の審議経過

生活科学審議会を前身とする県民生活審議会は、平成4年の設置以来、真に豊かで調和のとれた県民生活の実現に関する基本的事項や県民の生活創造等について審議を重ねてきており、直近の第13期においては「ポストコロナ社会における新たな生活スタイルについて」提言した。

コロナ禍は過ぎ去ったものの、地域づくり活動の停滞や活動の縮小などその影響が現在においても見受けられる。また、人口減少や少子高齢化が加速する一方、ワーク・ライフ・バランスの重視や働き方改革の進行など、個人の価値観や生き方・考え方も大きく変化している。

こうした中、本県では、ふるさとの誇りを胸に、すべての県民が希望をもっていきいきと暮らし、活躍できる「躍動する兵庫」の実現をめざして、参画と協働を基本とした県政を推進しているところである。

本審議会では、「躍動する兵庫」を実現するための「県民躍動」とはどういった姿かを定義するとともに、社会情勢の変化を踏まえ、これから地域づくり活動のあり方とその行政支援のあり方について検討を重ねた。

目次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 1 テーマ～「躍動する兵庫」に向けた地域づくり活動のあり方～ | 1 |
| (1)テーマ設定の趣旨 | 1 |
| (2)躍動する兵庫とは | 1 |
| (3)躍動する兵庫を実現する県民躍動とは | 2 |
| 2 現状 | |
| (1)個人を取り巻く環境 | |
| ①社会の変化 | 3 |
| ②個人の価値観・ライフスタイルの多様性 | 3 |
| (2)兵庫県行政の現状 | |
| ①厳しい財政状況と行革による定員削減 | 5 |
| ②対話と現場主義による地域課題の把握と県政への反映 | 5 |
| (3)地域づくり活動団体の状況 | |
| ①地縁組織への関わり方の変化 | 6 |
| ②自治会やコミュニティ組織などによる「地域活動の参加」に対する県民意識 | 6 |
| ③「地域ボランティア活動への参加」に対する意識 | 7 |
| ④本県のNPO法人数の推移及び地域分布 | 7 |
| ⑤豊富な中間支援NPO法人のネットワーク | 8 |
| ⑥地域づくり活動団体では担い手不足・スタッフの高齢化 | 8 |
| 3 県民躍動の実現に向けた課題認識 | 10 |
| 4 「県民躍動」実現の鍵となる「地域コミュニティ」の課題 | |
| (1)地域コミュニティの担い手不足 | 10 |
| (2)各主体間における人材・ノウハウの効果的な共有の不足 | 10 |
| (3)地域づくりに必要となる資金の確保 | 10 |
| 5 県民躍動の実現に向けて | |
| (1)課題解決に向けたアプローチ | 11 |
| ① <これまで> Mustからのアプローチ | 11 |
| ② <これから> Will、Can、Mustによるアプローチ | 11 |
| 【参考①】課題解決に向けたアプローチを検討する上での参考意見 | 11 |
| (2)「県民躍動」の実現に向けた今後のあり方 | 12 |
| <基本的な考え方：多様な主体のエンパワーメントと連携による「県民躍動」> | 12 |
| <地域コミュニティの活性化に向けた取組> | |
| ①担い手不足への対応 | 12 |
| ②各主体間における人材・ノウハウの効果的共有 | 13 |
| ③資金調達手法の検討 | 13 |
| <行政の役割> | 13 |
| 【参考②】地域づくり活動における基本原則 | 14 |
| 【参考③】今後の地域づくりのあり方の好事例 | 14 |
| (3)「場づくり」に係る施策の方向性と役割分担 | |
| ①地域レベル（例：自治会・町内会・小学校区）（主に市町が実施） | 15 |

| | |
|--|----|
| (7) 小規模多機能自治組織による地域づくりの推進 ······ | 15 |
| (イ) 各地域で地域特性を考慮した柔軟な組織形態や地域の規模を選択 ······ | 15 |
| ②市町レベル（市町が実施） | |
| (ア) 市町域レベルでの多様な主体が混ざる「場」の創出 ······ | 16 |
| (イ) 計画策定時等における多様な人材が参画する「場」の設定 ······ | 16 |
| (ウ) 人口規模に応じた柔軟な「場」の選択 ······ | 17 |
| ③広域レベル（県が実施） | |
| (ア) 基礎自治体に対する柔軟なバックアップ施策の展開 ······ | 17 |
| (イ) 市町域を越えた連携・交流・マッチングの「場」の創出 ······ | 17 |
| (4) 「人づくり」に係る施策の方向性と役割分担 | |
| ①地域づくりの「核」となるコーディネーターの育成・確保 | |
| (ア) 県がプールしている人材の活用促進 ······ | 17 |
| (イ) コーディネート人材の育成 ······ | 17 |
| (ウ) コーディネート人材の各市町への派遣 ······ | 17 |
| (オ) ファシリテーションを通じた自治体職員のスキルアップ ······ | 18 |
| (5) 協働による地域コミュニティのエンパワーメント | |
| ①多様な団体の連携の必要性 ······ | 18 |
| (ア) 民間企業との連携 ······ | 18 |
| (イ) 中間支援団体等のエンパワーメント ······ | 18 |
| おわりに ······ | 19 |

1 テーマ～「躍動する兵庫」に向けた地域づくり活動のあり方～

(1) テーマ設定の趣旨

人口減少・少子高齢化の進行をはじめ社会構造の変化等により、地域課題は年々、複雑化・多様化している。また、異常気象や大規模災害、AI技術の急速な進化、社会・経済の不確実性の高まりにより、変化の予測が難しい時代となっている。一方で、多くの自治体同様、兵庫県でも厳しい財政状況の中、必要最小限の人員で業務を執行しており、地域課題の量と行政の対応力のギャップは拡大している。

地域課題を解決し、県が目指す「躍動する兵庫」を実現するためには、地域の状況や規模の違いを念頭におきつつ、このギャップを埋める必要がある。そのためには、地域コミュニティのリバランスを考えながら、市町や自治会・NPO・企業等、地域づくり活動の実施主体が連携して取り組むことがますます重要になっており、そのためには必要な対応と県に求められる役割等について提言する。

(2) 跳動する兵庫とは

県では、「誰も取り残されず、みんなが希望を持って生きられる」という意味の「包摂」、「思い思いのチャレンジができ、一人ひとりの可能性が開ける」という意味の「挑戦」、この2つを両輪にして『躍動する兵庫』の実現を目指している。

包摂：誰も取り残されず、みんなが希望を持って生きられる



挑戦：思い思いのチャレンジができ、一人ひとりの可能性が開ける

躍動する兵庫

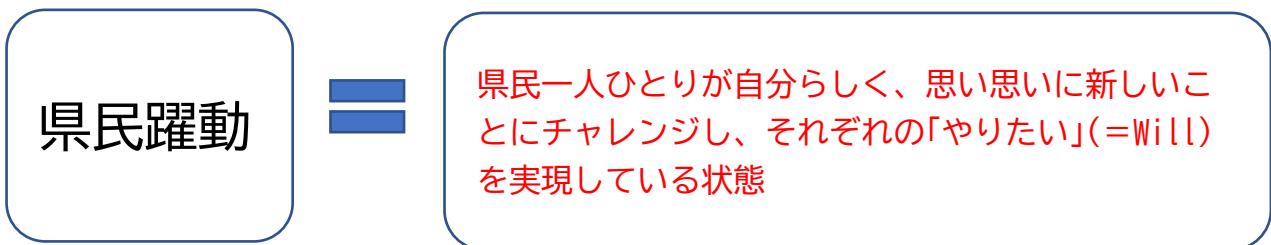
令和4年3月に策定した「ひょうごビジョン2050」において、本県が目指す2050年の姿として、下記の5つの社会と15の姿を示している。

| | |
|------------------|---|
| I 自分らしく生きられる社会 | ① 自由になる働き方 ② 居場所のある社会 ③ 世界へ広がる交流 |
| II 新しいことに挑戦できる社会 | ④ みんなが学び続ける社会 ⑤ わきあがる挑戦 ⑥ わきたつ文化 |
| III 誰も取り残されない社会 | ⑦ みんなが生きやすい地域 ⑧ 安心して子育てできる社会 ⑨ 安心して長生きできる社会 |

| | |
|-----------------|--|
| IV 自立した経済が息づく社会 | ⑩ 循環する地域経游 ⑪ 進化する御食国 ⑫ 活動を支える確かな基盤 |
| V 生命の持続を先導する社会 | ⑬ カーボンニュートラルな暮らし ⑭ 分散して豊かに暮らす ⑮ 社会課題の解決に貢献する産業 |

(3) 「躍動する兵庫」を実現する「県民躍動」とは

目指すべき社会である「躍動する兵庫」における、「県民が躍動している状態」、つまり「県民躍動」とはどういったものかについて、次のとおり整理する。



【前提】

- ・ 障害の有無等を問わず、自分の意見や気持ちを安心して表現できる土台・環境であること。
- ・ 相手の立場に立つ心が育まれていること。
- ・ 多様性を受け入れる寛容性があること。
- ・ 各地域において地域づくり活動を先導するキーパーソンと地域内外の人が、一人ひとりの Will を応援する地域づくりの実現に向け活躍していること。

2 現状

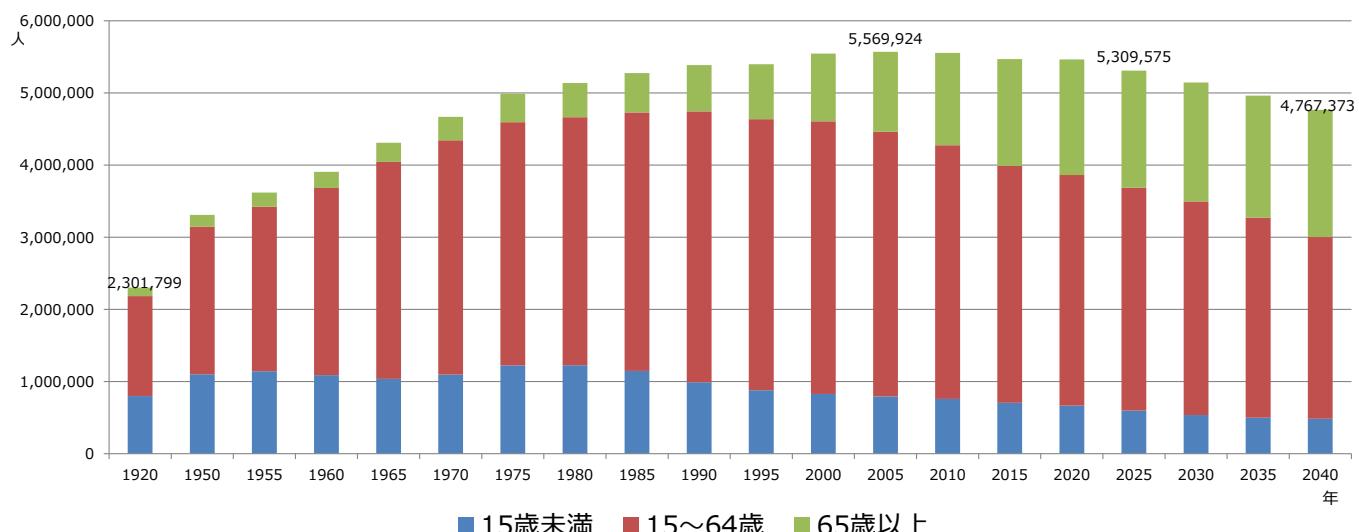
(1)個人を取り巻く環境

①社会の変化

兵庫県の人口は、平成 21 年(2009 年) の 560 万人をピークに減少に転じ、令和 7 年(2025 年) の推計人口は 530.9 万人にまで減少しており、都市部を中心に家族の規模が小さくなる中、地域での付き合いがない割合が増加するなど、地域におけるつながりの希薄化が進んでいる。

また、コロナ禍の影響でオンライン環境が進展し、テレワークやコワーキングスペース等での勤務など、パソコン一つで多自然地域において都市部のように便利に暮らすことが可能となり、大学生のうち一定割合が就職活動においてワーク・ライフ・バランスを重視するなど、在宅・サテライト勤務、ノマドワーク、ギグワーカーなど多様な働き方が誕生している。

【本県の将来人口見通し（年齢 3 区別）】



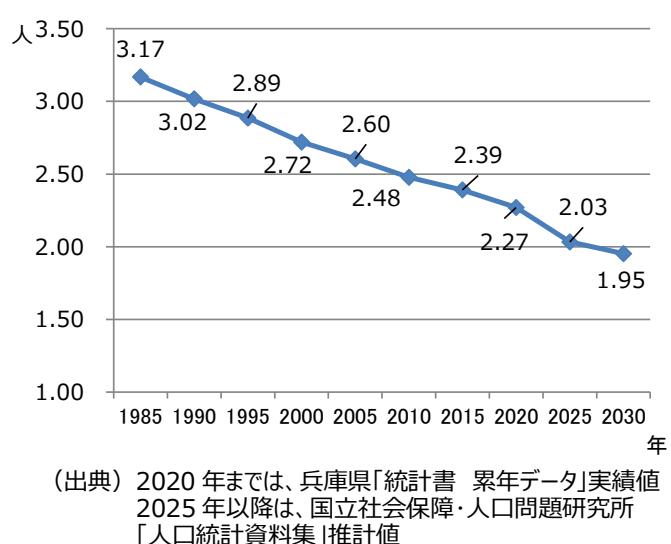
(出典) 2020 年までは、兵庫県「統計書 累年データ」実績値
2025 年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」推計値

【地域での付き合いがない割合の推移】



(出典) 内閣府「社会意識に関する世論調査」を基に
県民運動課作成

【本県の平均世帯人員の見通し】

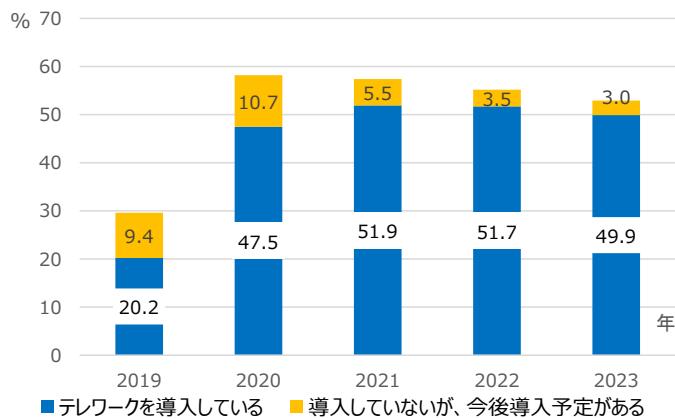


(出典) 2020 年までは、兵庫県「統計書 累年データ」実績値
2025 年以降は、国立社会保障・人口問題研究所
「人口統計資料集」推計値

②個人の価値観・ライフスタイルの多様化

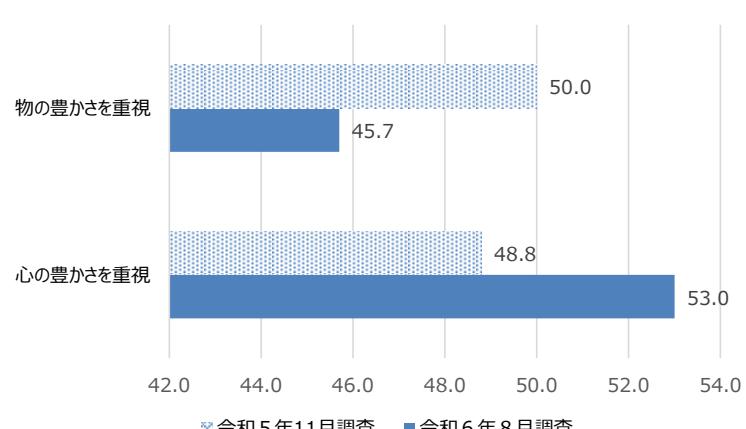
一方で、経済的な豊かさだけでなく、他者や自然とつながりながら生きる、こころ・生活の豊かさを追求する層の広がりが見られ、少ない収入と少ない消費で人生の充足感を得る、いわゆる「ダウンシフターズ」や、コロナ禍後のシェアハウス市場の再拡大など、人と楽しくつながる若者の存在が見られる。

【企業のテレワーク導入状況（全国）】



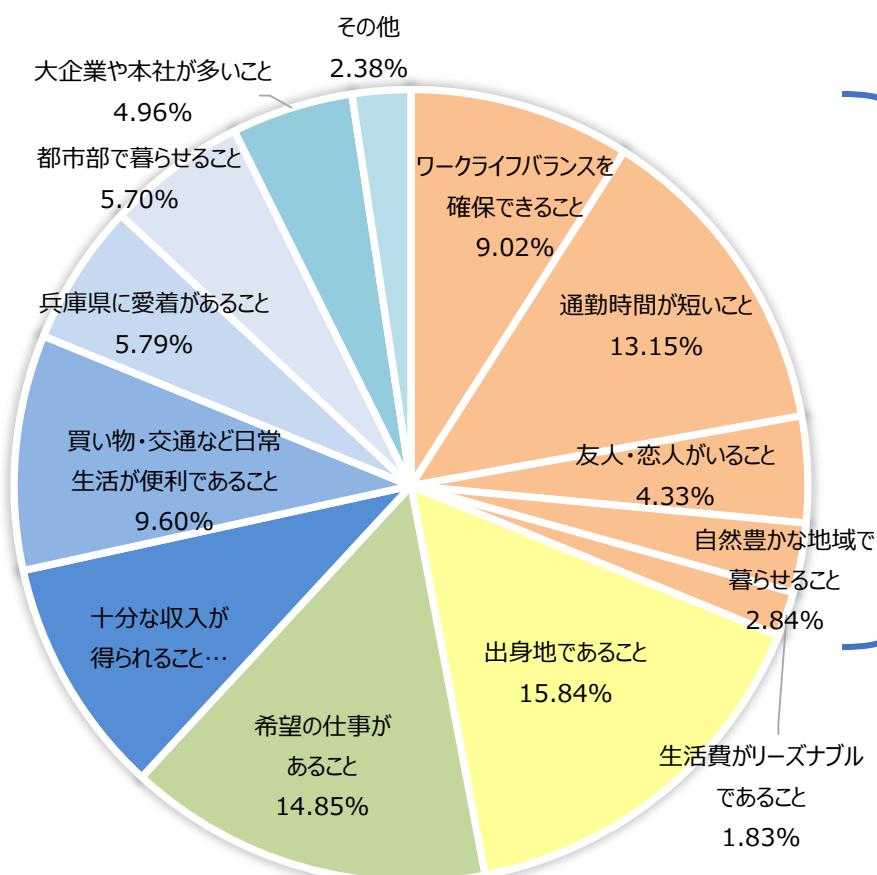
(出典)総務省「令和6年度通信利用動向調査」を基に
県計画課作成

【「豊かさ」に関する意識】



(出典)内閣府「国民生活に関する世論調査」
(令和6年8月調査)を基に県民躍動課作成

【就職地に重視すること】



**生活を重視する
人の割合**

31.2%

(出典)兵庫県計画課「大学生の就職意識調査」を基に
県計画課作成

(2)兵庫県行政の現状

①厳しい財政状況と行革による定員削減

令和8～10年度の収支不足総額が160億円と見込まれ、令和10年度には実質公債費比率が23.0%にまで悪化する等、依然として兵庫県の財政は厳しい状況が続いている。

本県の一般行政部門の職員数は、行財政構造改革による組織・事務事業の見直し等に伴い、大幅に減少しており、平成11年度には9,413人だった職員数が、令和6年度には5,979人へと減少している。（対平成11年度比：△3,434人（△36.5%））

②対話と現場主義による地域課題の把握と県政への反映

県民とともに「躍動する兵庫」を作り出すため、参画と協働の理念を活かし、県民との対話、現場主義による兵庫づくりを推進している。

（具体的な事例）

令和3年度以降、学生未来会議等により、県民の声を知事が直接伺う機会を創設。令和5年度からは、新たに「躍動カフェ」事業を実施。様々な分野で活躍する県民と知事との対話の場（=躍動カフェ）を通して、地域の課題やニーズを把握し、県政に反映し、よりよい地域づくりを推進するとともに、参加者同士がつながり、主体的に連携した取組も誕生している。



【丹波での躍動カフェ】

＜躍動カフェ開催実績＞

令和5年度：3回＜阪神南、淡路、神戸＞

令和6年度：6回＜北播磨、西播磨、阪神北、淡路、中播磨、丹波＞

＜躍動カフェでいただいた意見が反映された主な施策＞

- ・阪神間の専門施設で不妊治療を受ける際の通院交通費の負担感（淡路地域）
→先進医療受診時における通院交通費の一部助成

＜躍動カフェ参加者独自の取組＞

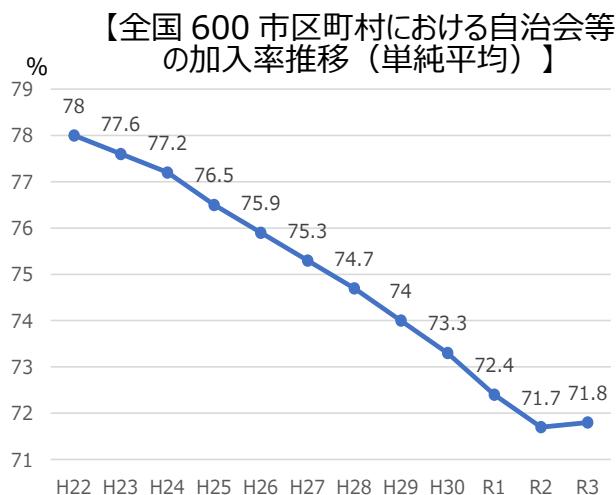
- ・西播磨での躍動カフェで出会ったメンバー6人が、地域の魅力作りと情報発信について話し合いを継続。カフェの意見発表が具体的な取組に繋がるよう自発的なワークショップを実施。

(3)地域づくり活動団体の状況

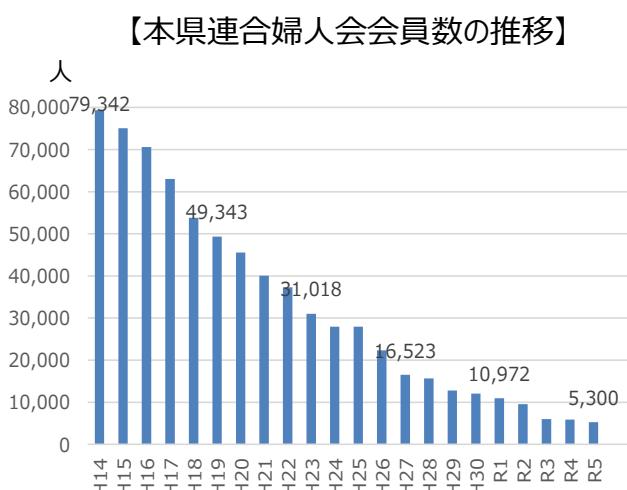
①地縁組織への関わり方の変化

全国の自治会等の加入率は、平成 22 年に 78.0%だったが、令和 2 年には 71.7%まで落ち込み、低下傾向である。

県連合婦人会の会員数は年々減少傾向にあり、令和 4 年は、20 年前の平成 14 年と比べて約 7.3 万人も減少している。



(出典) 総務省「自治会等に関する市区町村の取組についてのアンケート調査」を基に県民躍動課作成

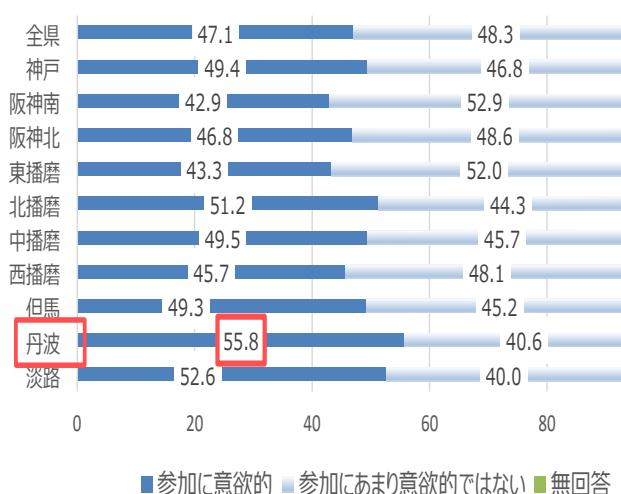


(出典) 県男女青少年課調べ

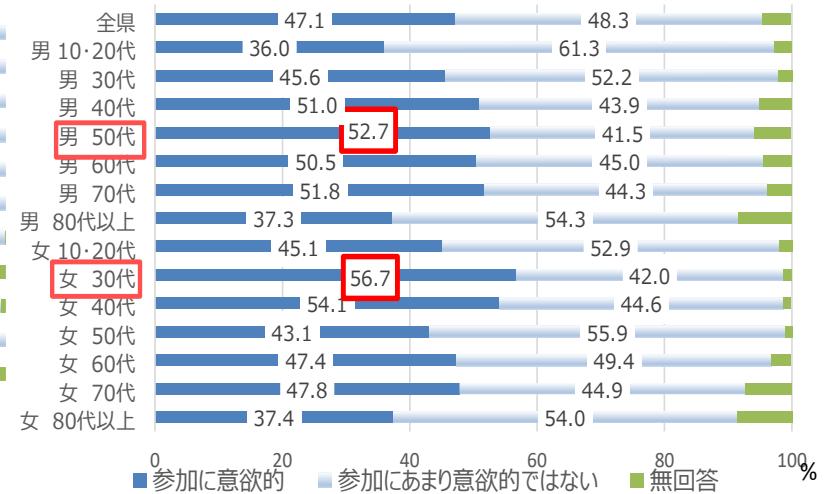
②自治会やコミュニティ組織などによる「地域活動の参加」に対する県民意識

全県では「参加に意欲的」は 47.1%であり、地域別では「参加に意欲的」は丹波(55.8%)が最も高く、淡路(52.6%)・北播磨(51.2%)が続いており、性・年代別では「参加に意欲的」は男性では 50 代が最も高く、女性は 30 代が最も高い。

【地域別】

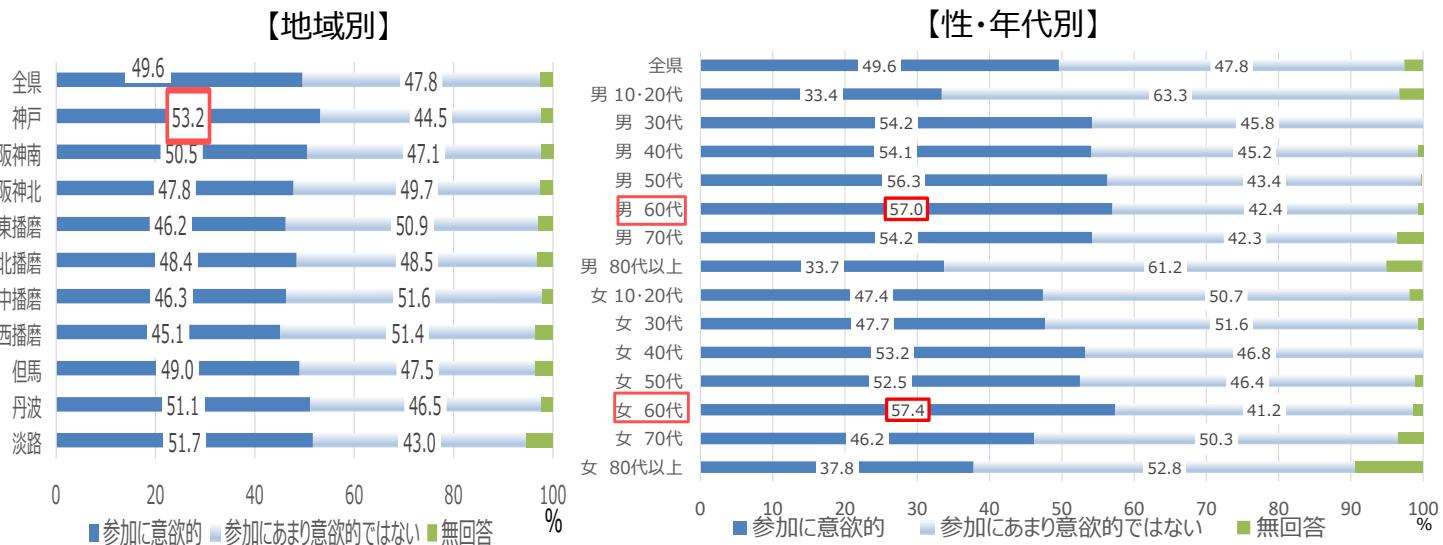


【性・年代別】



③「地域ボランティア活動への参加」に対する意識

全県では「参加に意欲的」は49.6%であり、地域別では「参加に意欲的」は神戸(53.2%)が最も高く、性・年代別では「参加に意欲的」は男性・女性とも60代が最も高い。



(出典)「令和4年度県民意識調査」を基に県民躍動課作成

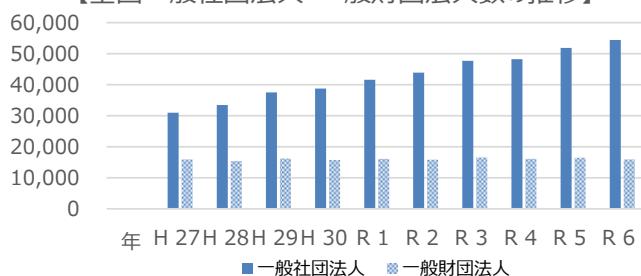
④本県の地域づくり活動団体数の推移及び地域分布

地域づくり活動には、自治会や社会福祉協議会のほかにも、NPO法人・一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人等、多様な主体が関わっている。

NPO法人は担い手の1つとして重要な役割を果たしているが、本県のNPO法人数は平成28年度まで一貫して増加し、その後横ばい傾向となり、令和7年2月には2,083団体（全国第6位）となっている。

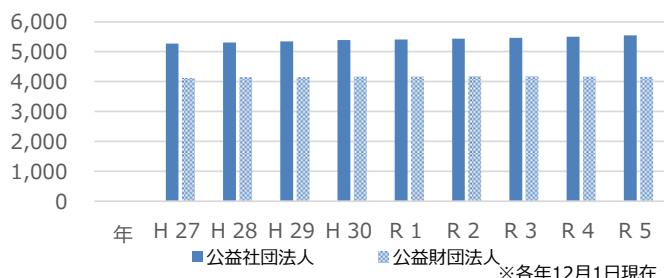
なお、全国的には一般社団法人数は増加傾向となっている。

【全国一般社団法人・一般財団法人数の推移】



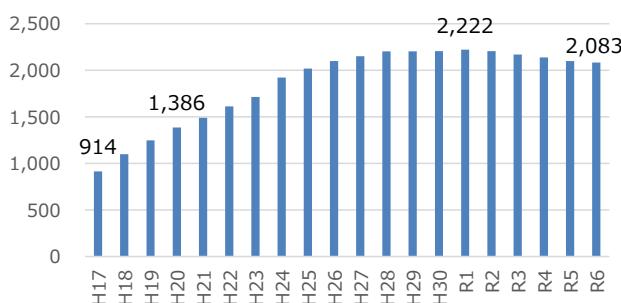
(出典)法務省「商業・法人登記(年次表)」を基に県民躍動課作成

【全国公益社団法人・公益財団法人数の推移】

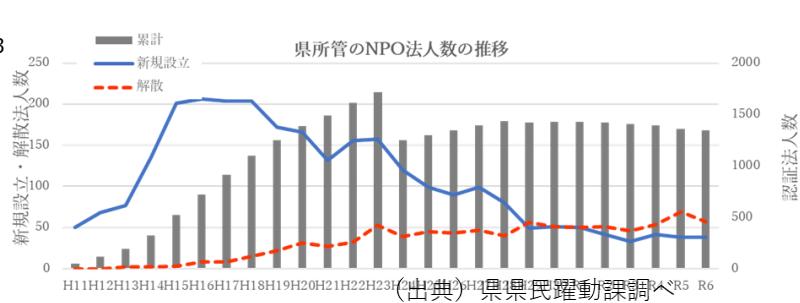


(出典)内閣府「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」を基に県民躍動課作成

【本県の認証NPO法人数の推移】



【県所管のNPO法人数の推移】



本県は県内 41 市町すべてに NPO 法人が存在し、神戸地域が全体の約 4 割を占め、特定非営利活動促進法が定める 20 分野のうち、福祉とまちづくりの分野が多く、次いで社会教育、子どもの健全育成の割合が高い。

【本県の認証 NPO 法人数】

| 地域 | 法人数 | 構成比 | 人口 | 人口 1 万人当たり法人数 |
|------|-------|--------|-----------|---------------|
| 神戸地域 | 784 | 37.6% | 1,487,586 | 5.3 |
| 阪神地域 | 568 | 27.3% | 1,723,147 | 3.3 |
| 播磨地域 | 535 | 25.7% | 1,748,536 | 3.1 |
| 但馬地域 | 74 | 3.6% | 145,697 | 5.1 |
| 丹波地域 | 61 | 2.9% | 95,645 | 6.4 |
| 淡路地域 | 61 | 2.9% | 120,316 | 5.1 |
| 計 | 2,083 | 100.0% | 5,320,927 | 3.9 |

※ R7.3.31現在（神戸市所轄法人含む）

【県所管法人の活動分野】

| 活動分野 | 法人数 | 構成比 |
|---------------|-----|-------|
| 保健・医療・福祉 | 808 | 60.2% |
| まちづくり | 718 | 53.5% |
| 社会教育 | 644 | 48.0% |
| 子どもの健全育成 | 626 | 46.6% |
| 他の団体の活動支援 | 493 | 36.7% |
| 学術・文化・芸術・スポーツ | 406 | 30.3% |
| 職業能力開発・雇用 | 359 | 26.8% |
| 環境保全 | 294 | 21.9% |

（出典）県県民躍動課調べ

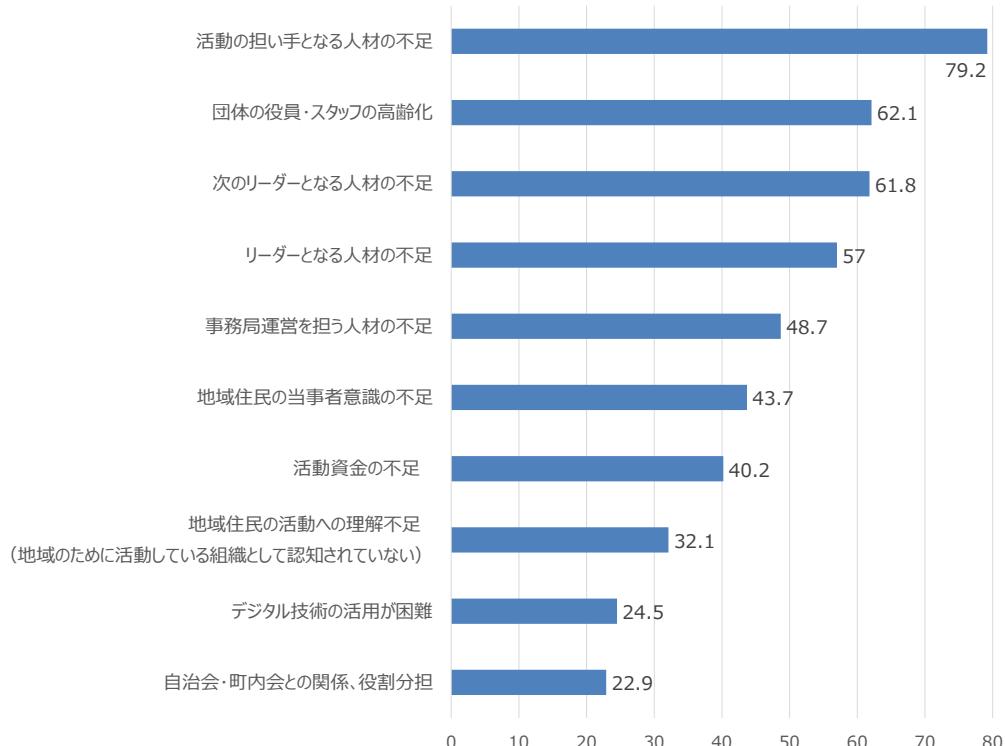
⑤豊富な中間支援 NPO 法人のネットワーク

本県は中間支援機能を持つ NPO 法人の層が厚く、「ひょうご中間支援団体ネットワーク」には令和 7 年 3 月現在で 32 団体が加入し、情報共有・連携促進を図っている。

⑥地域づくり活動団体では担い手不足・スタッフの高齢化

継続的に活動していく上で課題（問題）として考えていることは、「活動の担い手となる人材の不足」が 79.2% と最も多く、次いで「団体の役員・スタッフの高齢化」が 62.1% となっている。

【継続的に活動していく上の課題 上位 10 項目】[複数回答]



（出典）総務省「地域運営組織の形式及び持続的な運営に関する調査（R6）」を基に県民躍動課作成

地域づくり活動とは

「県民の参画と協働の推進に関する条例」に規定している「地域づくり活動」とは、下記(1)(2)のとおりである。

- (1)地域社会の共同利益実現のために、県民一人ひとり、自治会・婦人会・こども会等の団体、事業者等の県民が互いに連携し、協力して取り組む活動のこと。
- (2)「県民ボランタリー活動の促進等に関する条例」において規定されている「県民ボランタリー活動」を全て包含する概念であり、「県民ボランタリー活動」の対象である県外（海外を含む）における活動及び県外の者が県内で行う活動についても「地域づくり活動」に含まれる。

～地域づくり活動の展開におけるプレイヤー～

(1)地域住民

地域づくり活動の主役は住民であり、自らが住む地域・活動する地域をよりよい地域にしたいという思いのもと、自らの能力を活かし、主体的に取り組む。

(2)自治会・町内会・婦人会等の地縁団体

区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動の推進を図る。

(3)民間団体

①非営利法人（NPO法人・公益法人・学校法人・社会福祉法人 等）

行政による公共サービス提供の限界と地縁的なつながりの希薄化が指摘される中で、様々な課題を抱える人たちに寄り添いながら機動的・多面的に活動し、課題解決に取り組むNPO法人等は、共助社会づくりを進めるにあたって非常に重要であり、その中心的役割を担う存在である。

特に地域においては、地域住民や企業からの寄附・会費に支えられて社会課題解決に取り組んだり、社会課題を市場として捉え、その解決を目的とするソーシャルビジネス事業に取り組むNPO等の存在感が高まっている（平成27年3月内閣府「共助社会づくり懇談会」報告書）。

②営利法人（株式会社 等）

雇用創出や地域産業の発展を通じて、地域経済の活性化を促すとともに、企業が持つ専門知識や技術を地域の課題解決に活かす。また、社会貢献として、NPOなどへの寄附や地域の課題解決や地域イベントの支援を行う。

(4)行政（県、市町）

①基礎自治体（市町）

住民に最も身近な自治体として、地域の特性・資源・ニーズを把握し、適切な政策や計画を策定し、地域住民の結束を図り、コミュニティ活動（自治会や地域づくり活動団体を含む）を支援し、地域のつながりを強化する。

また、福祉、教育行政など、地域住民の日常生活を支える様々な施策や、公園、図書館、保健所などの施設の管理運営などを行う。

様々な施策などの情報提供を行い、地域住民の参加を促し、地域づくり活動に積極的に参加できるよう支援する。

②広域自治体（県）

複数の地域の特性やニーズを考慮しながら、総合的な地域ビジョンを策定し、戦略的な方向性を示す。

基礎自治体のコミュニティ政策を補完し、市町では解決が難しい課題に、市町域を越えた連携や協力により効果的な取組につなげる。

(5)中間支援組織

(1)～(4)において列挙した各主体の自発的な取組を支援しつつ、より大きな効果・影響を生み出すことができるような連携を促進し、地域づくり活動の実施主体の育成など、行政がカバーできていない領域（相談等）を担う。

3 県民躍動の実現に向けた課題認識

社会情勢が大きく変化する中で、県民一人ひとりが「躍動」できる地域づくりを実現するためには、多様な実施主体(自治体や自治会・NPO等)が様々な地域課題に対応することで、地域の魅力や持続可能性を高めていくことが必要である。

一方、地域づくりの実施主体は、担い手不足等により、単独で多様化する地域課題に対応することが困難となっていることから、改めて各主体の役割分担を整理するとともに、主体間のさらなる連携促進策についての検討が必要となってくる。

県の役割については、人口減少・少子高齢化の進行やコロナ禍の影響で加速したデジタル化の進展など、社会情勢の変化等を踏まえ、地域づくりを担う一つの実施主体という視点で整理することが必要である。

4 「県民躍動」実現の鍵となる「地域コミュニティ」の課題

「県民躍動」実現の舞台は、県民一人ひとりが暮らす「地域そのもの」であり、「県民躍動」実現の鍵を握るのは「地域コミュニティ」であり、その活性化が肝要である。ここでは、地域コミュニティが抱える課題を整理する。

「地域コミュニティ」とは

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団・地域社会・共同体。

概ね小学校区等を単位として、血縁・地縁など自然的結合により共同生活を営む社会集団（地縁型コミュニティ）が、NPO法人をはじめとする共通の目的や関心を持つ人々が自発的につくる集団（テーマ型コミュニティ）やSNSなどネット上で共通の関心を持ち、結びついた人々の集まりなどの連携をしていることもある。

(1) 地域コミュニティの担い手不足

地域の身近な課題解決やつながりづくりにおいて重要な役割を果たしてきた地域づくりの各実施主体においては、担い手が不足し、地域の持続可能性が低下している。

特に自治会等の地縁団体においては、若者をはじめ多様な世代・属性の参画が進まないなどの課題がある。

(2) 各主体間における人材・ノウハウの効果的な共有の不足

限りある地域の人的リソースや各人の経験・ノウハウを地域の中で共有し、好事例については地域差を考慮しつつ、積極的に横展開することが求められる。

(3) 地域づくりに必要となる資金の確保

事業収益を上げづらい分野である、ビジネスとして成り立たせるための専門知識を有する人材がいないなどの理由もあり、活動・運営資金の確保も課題である。

5 「県民躍動」の実現に向けて

(1)課題解決に向けたアプローチ

① <これまで> Mustからのアプローチ

「課題解決に向けて取り組まなければならない」「地域づくり活動をしなければならない」という、行政的な思考プロセスだけでは、参加する側に「押しつけられている感」「やらされている感」が強く、地域コミュニティに多くの人を引き込むことが難しい。

② <これから> Will、Can、Mustによるアプローチ

個人の価値観・ライフスタイルが多様化する中で、県民一人ひとりの「Will」「Can」により、県民躍動を実現していくという考え方が必要である。

<「Will」を育む>

「楽しいこと」と一緒に考え、一人ひとりの「Will」を実現する「未来創造型」の思考や「やりたい」、「誰かの力になりたい」と感じる人たちを増やす取組が必要である。

<「Can」を増やす>

「やりたい」「やらなければならない」と感じたことを実現できる能力や、資金獲得能力を高めることが必要である。

<「Must」を“やりたい”“楽しい”につなげる>

<「Will」、「Can」、「Must」をつなげ、「Needs」につなげて共創が生まれる>

これまで大きすぎた「やらなければならない」を「やりたい」、「力になりたい」や「楽しそう」に変換し、意欲や能力のある県民を活動に取り込むことで共創が生まれる。

【参考①】課題解決に向けたアプローチを検討する上での参考意見

(1) 「未来創造型」思考の必要性

今後、人口減少社会においては、「対話」を基本に、「やりたいこと」、「楽しいこと」、「力になりたいこと」と一緒に考えるという視点から、一人ひとりの「Will」を実現していく「未来創造型」の思考が求められる。特に、地域づくりに無関心な層の参画促進に向けては、この思考が必要である。

(2) 「Will」や「Can」の視点から考えることの重要性

PTA活動を任意にして、運動会だけを手伝いたい人を募れば、多くの人が集まったという事例がある。これまで地域コミュニティを構成してきた各種団体において、運営ルール・参加ルール・組織構成を見直し、若年層も参画しやすい仕組みを整備することが重要となる。「Must」だけではなく、「Will」や「Can」の視点を持って考えることが大切となる。

(3) 「Must」(=やらなければならない)の変換

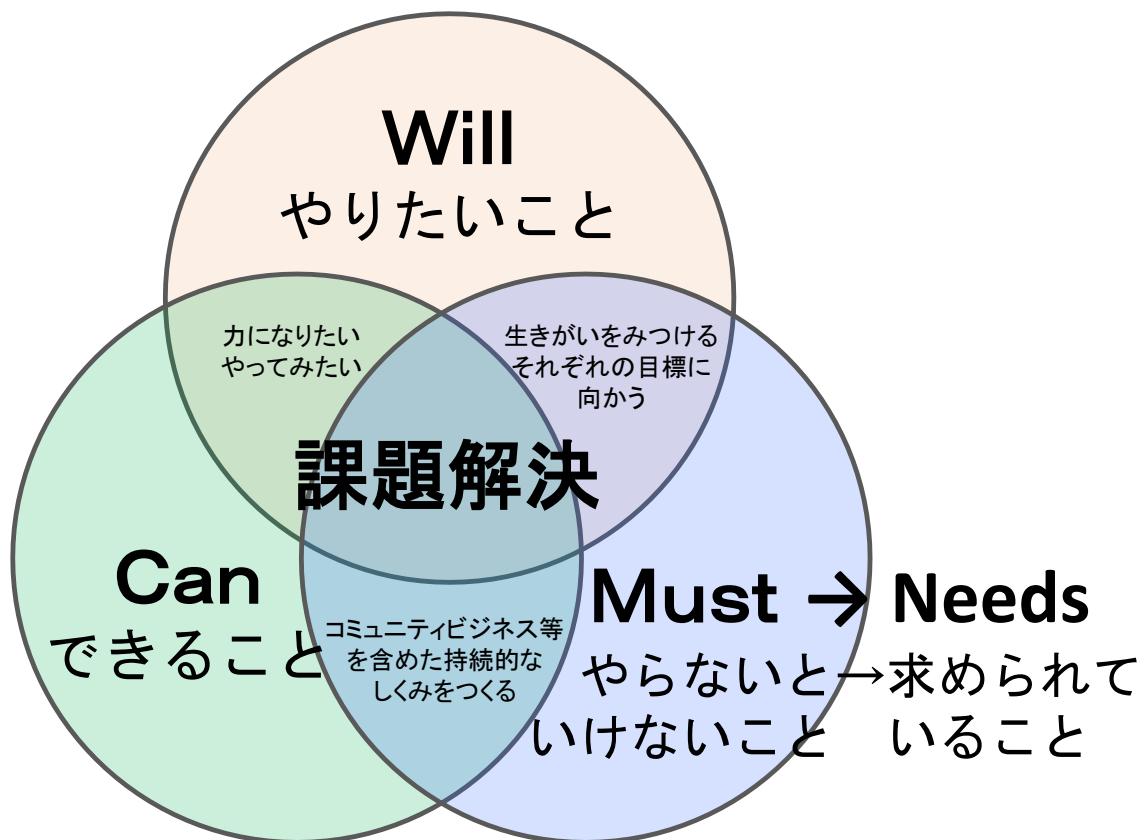
「Must」として課題を与えられると、多くの人はやりたがらない。「Must」を「Needs (=求められていること)」に変換し、「Needs」と「Will (=やりたいこと)」を結びつけることで「Will」に“意義”が生まれ、やりがいや生きがいにつ

ながっていく。また、「Needs」の存在を認識することで、「Needs」から「Will」が生まれることもあり、「Must」と「Needs」の間では、力になりたい人と求める人をつなげることにより共創が生まれる。

(4) 「Can」(=実現可能性)を踏まえた議論や活動の必要性

「Will」(=やりたいこと)を大切にすることは重要だが、「Can」(=何ができるのか、実現可能性)や経済面での持続性も意識した上で議論や活動を行うことが必要である。

Will, Can, Must の相関図



(2) 「県民躍動」の実現に向けた今後のあり方

＜基本的な考え方：多様な主体のエンパワーメントと連携による「県民躍動」＞

すべての県民の「県民躍動」を実現するには、地域づくりに関する場で、新たな課題解決への手法として、「声なき声」も含めた多様な主体（住民一人ひとり、自治会・町内会・婦人会等の地縁団体、民間団体、行政等）の意見を踏まえ、エンパワーメントしつつ、主体間連携を進めていく必要がある。

＜地域コミュニティの活性化に向けた取組＞

① 担い手不足への対応

地域づくり活動に比較的無関心な若者をはじめとした住民が、「共感し参加する」ことが必要であり、対話を中心とした「楽しい活動の場」、一人一人が「やりたいこと（=Will）を実現できる場」を作り出すことが重要である。

広域的に活動する地域づくり人材の情報を一元化し、対話する場を主導していく人材として活用することも必要となってくる。

働き方改革に伴い、個人の余暇時間が長くなることが現実化しつつある。仕事と生活のバランスを考える中で、自治体職員を含め現役世代がこれまで以上に地域づくりの担い手として参画することも選択肢となりうる。

地域づくりの新たな担い手(起業家等)や民間企業・青年会議所(JC)・商工会議所・商工会や学校運営協議会、社会福祉協議会・NPO等が連携・協働し、新たな関係性の構築や参画することにより、地域における、自治会や婦人会等の地縁組織の取組の共有や引継ぎの検討が期待される。

また、地域住民や地域団体等が、例えば地域課題解決をビジネスとしても成立させる仕組みを考えていくことも重要である。

②各主体間における人材・ノウハウの効果的な共有

多様性の時代が到来し、人々が質を重視した暮らしをする中で、縦のつながりに加え、横のつながりがこれまでよりも重視され、地域においても総合的な取組が重要である。

住民一人ひとり、地縁団体、民間団体、行政等の連携を考える中で、地域外の人やテーマ型コミュニティ、民間企業など、これまで地域づくりにあまり参画していない新たな担い手を含めた多様な主体が“まざり”、イノベーションを起こす場を創出することも重要である。

③資金調達手法の検討

官民連携による継続的な資金調達が重要。特に、Win-Win の考え方を基本に、ガバメントクラウドファンディング、ビジネス知識を有する民間企業や起業家との連携・マッチング等の検討も必要である。

<行政の役割>

①行政は、主役である住民が主体的にいきいきと躍動できるよう、様々な段階での「場づくり」や、住民一人ひとりの躍動を主導する「人づくり」を担うことが重要である。また、住民の躍動を支える中間支援団体の成長、充実を支援することも必要である。

②地域づくり活動は、地域の実情を踏まえ、住民と対話しながら進めることが重要であることから、地域づくり活動の実施主体への直接的な支援や地域レベル・市町レベルの「場づくり」は、住民に身近な行政を担う市町が主に担うべきである。

③広域自治体である県は、主として市町域を跨ぐ交流・マッチングの場づくりや、コーディネーター養成・派遣といった後方支援に注力することが基本。また、モデル事業実施の際は、例えば、都市部・郡部でそれぞれ実施し、結果を比較対照的に把握すること等により、横展開の際に参考すべきである。

④地域づくりの様々な実施主体の連携を促進し、地域内のパートナーシップを強化させる必要がある。

【参考②】地域づくりにおける基本原則

(1) 対話の重要性

場づくりの基本は「対話」であり、自分の意見や気持ちを安心して表現できる環境が重要である。エンゲージメントの向上や多様性を認め合うことで、対話の素地が生まれる。この環境づくりには、対話の場の核となるコーディネーターの果たす役割が大きい。

(2) アンコンシャスバイアスの排除

アンコンシャスバイアス（無意識に偏ったものの見方や思い込み）を排除し、多様性を受け入れる場づくりを展開することが重要である。

(3) 多世代交流と価値観の継承

地域がいきいきと躍動するためには、地域内で多世代交流が図られ、その交流により地域の価値観が次世代に継承されていくことが重要である。

(4) キーパーソンの多様性

地域づくりを進めていくには、主導するキーパーソンが重要であり、その役割は起業家や自治体職員、社会福祉協議会など、誰が担ってもよい。

【参考③】今後の地域づくりのあり方の好事例

(1) 「縮充」のまちづくり

人口が減少しても、自分のまちで豊かに暮らし続けられるようにしようという「縮充」の視点で地域づくりを進めることが必要である。

豊かさを主観的に感じられるよう、日々の暮らしの中で、地域の様々な情報の発信や、人との交流機会の創出などを通じて、地域コミュニティに賑わいを作ることが重要である。

「縮充」のまちづくりを進めるには、行政効率の面だけでなく、地域へのコメントメントを高めることが重要であり、特に地方では多様な主体による協働を促進し、地域の活力を維持することも必要となってくる。

<佐用町の取組>

- ・人口減少・少子高齢化が進む中、人口が減つてもこころ豊かでしあわせと思えるまちを目指し、「縮充のまちづくり」を推進。町では、R5から縮充戦略アドバイザーを設置するとともに、縮充の実現にむけて大切にしたいことの検討や住民がまちの将来を考える「ミライカイギ」などを実施している。



(2) 人のつながりの拡大によるプロジェクトの創生

人と人とのつながりがプロジェクトを創生し、地域活性化につながっていくことから、様々な主体をつなげる場づくりが重要である。

＜徳島県神山町の取組＞

- ・NPO 法人のキーパーソンのつながりを基に、人が人を呼ぶ構造が機能し、様々なプロジェクト（6次産業）の展開等による地域の活性化を達成。
- また、民主導で、テクノロジー×デザインで人間のミライを変える学校「まるごと高専」を設立。

(3) 「場づくり」に係る施策の方向性と役割分担

① 地域レベル（例：自治会・町内会・小学校区）（主に市町が実施）

(ア) 小規模多機能自治組織による地域づくりの推進

「小規模多機能自治組織」のような、従来の自治会や婦人会などと異なり、慣習や上下関係にとらわれず、若い世代から高齢者、在住外国人、民間や行政など多様な主体が参加し、分野毎に主体的に対話できる場を設ける必要がある。多様な主体に含まれる、こどもや障害者、ひきこもり当事者等が、サービスを受ける側になるだけでなく、主体的に参画できる側に繋げていく。

「小規模多機能自治組織」とは

住民が、年代や性別、活動が異なる様々な団体からなる自治組織を結成し、多様な交流を行う中で、連携を深め、それぞれの長所を生かし、補完し合うことで、地域課題に取り組むしくみ。先行導入してきた兵庫県朝来市、島根県雲南市、三重県名張市と伊賀市が広く参加を呼びかけ、平成 27 年に同推進ネットワーク会議が発足した。

(イ) 各地域で地域特性を考慮した柔軟な組織形態や地域の規模を選択

組織形態等については、一つの型にはめるのではなく、各地域において、より適した形態や考え方を主体的に検討し、採用することが必要である。

IT の普及に伴い、オンライン上で、様々な分野のテーマ型コミュニティが形成されるなど、全国レベルでつながり、活動している住民がいることを踏まえ、テーマ型コミュニティで活動する住民を地縁型コミュニティに加え、専門的な機関なども巻き込み、融合を図ること、若者や子育て中の女性など、地縁型コミュニティから遠い存在だった住民にも参画しやすい組織とすることが重要である。

活動の楽しさの発信や、活動したい人が参画しやすい受け入れ体制づくりなど、活動の入口のハードルを下げるのも重要。また、必ずしも継続を前提としない活動・団体にすることで、都合の良い時に、好きなことだけ気軽に参加したい住民を受け入れることも必要となってくる。

ただし、関わりの頻度が高くなる生活課題等については、知識・技能の習得機会の提供や民間企業・非営利法人等との連携等、人材面、経済面等において持続可能な仕組みづくりを考える必要がある。

<住民主導の地域づくり活動を行う「しんぐうN e × t (たつの市新宮町)」の活動>

- ・「まちを元気にしたい」メンバーが集まって、市民ボランティアグループを結成。地元の自然や人々とふれあい、新宮の魅力を再発見する、「子ども体験プログラム」や地域の課題やまちの将来に向けてのアイデアなど、地域住民が本音や夢をもとにしたまちづくり事業を実施。



【にぎわいプロジェクト】

②市町レベル（市町が実施）

(7) 市町域レベルでの多様な主体が混ざる「場」の創出

市町内の小規模多機能自治組織の構成員や、市町外の住民をも交えた対話の場の創出等により、多様な主体がまざり、地域活性化にもつなげていくことが必要である。

(イ) 計画策定時等における多様な人材が参画する「場」の設定

地域づくりの基本的方向を示す市町の総合計画策定などの政策形成の場面においては、住民が「わがごと」として捉えることができるよう、住民との協働の場（ワークショップ、タウンミーティング等）を設定する必要がある。その際、物理的、時間的、心理的事情等があり、参加が難しい住民の「声なき声」を拾いあげる工夫（場合によっては参加者の無作為抽出やオンラインプラットフォームの活用、こども等の意見を反映させること）も必要となってくる。

計画策定には、民間団体を含め、多くの人がコミットして策定されることが重要であり、行政は地域の合意形成やガバナンスが円滑に進めていかなければならぬ。

地域の Needs を正確に把握するためには、まず行政がデータを示すことが必要であり、まちのデータに基づきながら、そのまちのことを学ぶ場を提供することも重要である。

<朝来市の取組>

- ・同市が主導し、小規模多機能自治組織による地域づくり活動を先行導入。多様な人の対話「あさご未来会議」を開催し、総合計画を策定する。
- ・第3次総合計画（令和6～11年度）では、「人と人がつながり幸せが循環するまち」を実現するための合言葉を市民参画で作成し、暮らしの中での「声かけ」を開催中。



【あさご未来会議】

(ウ) 人口規模に応じた柔軟な「場」の選択

多自然地域と都市部では人口規模が異なることから、都市部では全体会の下に、区単位での会議の場を設ける等、人口規模に応じた柔軟な場の設定が必要である。

③ 広域レベル（県が実施）

(ア) 基礎自治体に対する柔軟なバックアップ施策の展開

広域自治体である県は、市町・自治会・NPO・企業等、地域づくり活動の実施主体の連携等のアドバイスを行い、ノウハウ共有やツール開発、人材育成など、基礎自治体である市町がより効果的な施策形成・制度設計を行えるよう、各市町の状況も考慮しながら、柔軟な支援を行う必要がある。

(イ) 市町域を越えた連携・交流・マッチングの「場」の創出

市町域で活躍する多様な実践活動者たちが、広域レベルで一同に集う「場づくり」を県が主体的に行うことで、市町域を越えた交流の活性化や、それに伴う新たなビジネス創出の機会を設けることが必要である。そのためにも民間企業や経済団体の参画を促すことが必要となってくる。

上記を踏まえ、県全体という広い視点からのニーズとシーズのマッチング・コーディネートがより活発に行われるために、都市と農村の交流や、自治会単位での交流など、地域単位での具体的なマッチングについても検討が必要である。

市町などの行政圏域を超える「生活圏域」レベルで行われるマッチングの支援も必要である。

なお、対話をしただけで終わらせず、対話の中で出た意見の施策化を検討する視点も必要となってくる。

現地解決型の行政を展開し、保健・医療・福祉、産業振興、社会基盤整備などの分野の業務を幅広く所管する県民局・県民センターも、広域行政と市町間の共通の課題をつなぐ役割を担う。

(4) 「人づくり」に係る施策の方向性と役割分担

① 地域づくりの「核」となるコーディネーターの育成・確保

(ア) 県がプールしている人材の活用促進

地域づくりをコーディネートする人材の育成・確保が必要である。今の時代は、コーディネーター乱立の時代とも言われるが、ここで言うコーディネーターとは、特定分野の専門人材ではなく、対話を基本に、自分の意見や気持ちを安心して表現できる環境を創出できる人材である。対話の場をいきなり機能させることは難しく、翻訳家のような人材、その場をプロデュースできる人が必要である。

(イ) コーディネーター人材の育成

県は、法人格の取得手続きの指導や地域づくり活動の実践など、地域づくり活動団体を支援できるコーディネーターを、ひょうごボランタリープラザと連携して育成し、コーディネーター同士をつないでいくことが必要である。

県市区町社会福祉協議会は、コーディネーターとしての役割を担い、地域づくり活動を支援することも重要である。

(ウ) コーディネーター人材の各市町への派遣

県は、コーディネーター等を各市町へ派遣し、各地域づくり活動の実施主体の活動や人材育成を支援することが必要である。

その際、コーディネーターの地位を担保し、安定して活動が展開できる体制の整備についても、様々な主体と連携して検討することも必要となってくる。

コーディネーターは、一時的に地域に関わるのではなく、地域の“人のエンパワーメント”につながり、地域住民自らが主体的に活動を継続するような支援をしなければならない。また、そうした支援を評価する仕組みを設計することが望ましい。

(I) ファシリテーションを通じた自治体職員のスキルアップ

自治体職員が地域づくりの担い手として参画することも想定し、自治体が設置した住民との対話の場において若手職員がファシリテーターを担うなど、職員のスキルアップにつながる取組が必要となってくる。

(5) 協働による地域コミュニティのエンパワーメント

① 多様な団体の連携の必要性

行政やNPO等の地域づくり活動の実施主体は、限られた人員・財源の中で、多様化する地域課題等に対応する必要があることから、地域づくりの新たな担い手(起業家等) や社会福祉協議会・民間企業・青年会議所(JC)・商工会議所・商工会・学校運営協議会等も含め、地域の多様な主体間の連携をより強化し、協働により地域コミュニティのエンパワーメントを図ることが必要である。

(7) 民間企業との連携

民間企業が持つアイデアや技術・ノウハウを取り入れることで、活動内容の質の向上や事業効率のアップを図っていく必要がある。

(イ) 中間支援団体等のエンパワーメント

本県では、阪神・淡路大震災以降、多くのNPO法人が設立され、NPO法人を支援する中間支援団体も数多く活動してきた。

多自然地域など、中間支援団体が乏しい地域では、県や市町が連携してその設立支援をすることも重要であるが、設立ありきではなく、どのように中間支援機能を既存団体に担ってもらう工夫も必要である。また、都市部は中間支援を担う人材が豊富だが、郡部では少ないこともあり、自治体職員が役割を担う場合も含め、ここでの人材育成や人材派遣などの対応策が大きなポイントである。

この他、中間支援においては、NPO法人でない形態を選択する団体も増えてきており、労働者協同組合という新たな枠組みもできたところである。団体の設立支援を行う場合もNPO法人という形態だけではなく、団体の活動内容や思いに沿った形態を選択するように勧めていくことが重要である。

多様な中間支援を担う人材が連携・協働し、地域づくり活動の実施主体のエンパワーメントを図ることも重要であることから、行政が中間支援団体をサポートすることも重要となる。

また、近年、起業家等が地域づくり活動において中間支援的な役割を担っているケースもあることから、新たな中間支援の担い手を育成するとともに、地域コミュニティの各主体がこうした起業家等と連携・協働する視点を持つことも重要である。

～おわりに～

本審議会では、「躍動する兵庫」の実現に向けた「地域づくり活動のあり方」について、社会情勢の変化を踏まえつつ、活動事例も参考にしながら、地域づくり活動の課題解決のアプローチ方法について、審議を重ねた。

この提言では、地域コミュニティの担い手不足等の課題解決に向けたアプローチとして、「Must」から「Will」、「Can」、「Needs」につなげるという視点、つまり、「やらなければならない」から「やりたい」、「楽しそう」、「力になりたい」に変換し、それを「求められていること」につなげ、経済的にも持続可能な活動を実現していくことが基本的な考え方となっている。

ただし、実際に私たちが生活の中で地域コミュニティに関われる時間が多いとはいえない。そのため、地域づくりを全て「地域コミュニティ」に任せのではなく、安全で安心な環境を守るための行政としての役割は果たしつつ、「躍動する兵庫」の実現を様々な主体と協働して目指すとともに、阪神・淡路大震災以降、行政と県民が築き上げてきた地域づくり活動の資産を活かすこと等にも留意する必要がある。

また、「縮充」のまちづくりのように、人口減少していくこれからの「まち」を最適化していく柔軟な視点を持つことも求められる。加えて、多様な人が価値を共有しながら新たな価値を創出していく、「まちづくりのイノベーション」にも期待が寄せられるところである。

今回の提言は、現時点で考えられる方向性の大枠を示したものであり、地域の実情等に応じて、多様な主体の連携の下、より豊かな地域コミュニティが醸成され、県民一人ひとりの県民躍動の実現につながっていくことを望む。